

第9回統計委員会における主な意見について（回答）
（経済センサス-基礎調査関係）

本調査の在り方関係

- 平成 23 年の本調査は統計の重要なインフラであり、例えばサービス産業をどの程度捕捉できるか、工業統計調査の代替物になりうるか等について政府部内の検討とは別に統計委員会で十分検討すべき。

【回答】

- 1 . これまで経済センサスの創設に係る検討は、学識経験者、内閣府を始めとする関係府省及び日本銀行の政府関係機関、そして都道府県の代表の課長クラスを構成員として、政府が一体となって議論し、かつ、合意形成を図るスキームとする検討の場である「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」を総務省政策統括官（統計基準担当）室に設置し進めてきたところ。
- 2 . その検討成果として、経済センサスの実施に向けた方向性を取りまとめた「経済センサスの枠組みについて」を平成18年3月31日、政府として決定。
- 3 . この枠組みに基づき、平成23年に実施予定の経済センサス-活動調査は実施部局とされた総務省統計局及び経済産業省において鋭意検討を進め、総務省政策統括官（統計基準担当）室において政府内調整を図りつつ、調査実施に向け推進。
- 4 . 今後における平成23年に実施予定の経済センサス-活動調査の検討状況については、ご指摘の点も含め、その調査実施計画の概要が取りまとめられ次第、できる限り統計委員会（部会）にお諮りをしつつ進めたいと考えているところ。

調査事項関係

- 調査票 A の主な事業の内容に関して、「年間を通じて従事している人数が最も多い事業」とされているが、企業サイドからみて違和感がある。人数が多い事業が必ずしも付加価値が高いとは限らないことから、ここは限定しないほうがいいのではないか。

【回答】

- 1 . 日本標準産業分類の改定により、主産業は、「生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは實際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の算出額、取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額等、あるいは、それらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。」とされたところである。
- 2 . その後の「改定日本産業分類の適用に関する研究会」において検討された決定方法（案）を受けて、調査に際しては「従事している人数が最も多い事業」により記入することとしたものであるが、この基準での調査が客体にとって困難であれば、従来からの方法に変更することを検討したい。
- 3 . なお、「主な事業の内容」と「生産品 取扱い商品又は営業種目」の記入が異なる基準となっていることは、記入者の取り違いや混乱を誘発し、記入誤りが多くなる可能性があり、この点についても、調査客体の混乱を誘発するようであれば、見直したい。

- 大分類に限らず細分類まで期待するのであれば、「従事している人数が最も多い」では不十分である。記入者が記載に際し困らないよう、記入の手引き等で工夫することを含め、部会できちんと議論してほしい。

【回答】

従来から実施していた事業所・企業統計調査においても、同じ調査方法、設問により調査した結果により可能な限り詳細な分類格付けを行っていたところであり、この点については従来からの変更はない。ただし、注釈を「従事している人数が最も多い」に変更した点については、調査客体にとって困難であれば、従来の調査方法に変更することを検討したい。

サービス業基本調査関係

- サービス業基本調査が手続き上諮問の対象とならないとしても、サービス業の抜本的拡充が求められている状況下で、同調査に関する審議を平成21年まで待つことは不適當であり、部会で実質的な議論をすべきではないか。

【回答】

「経済センサスの枠組みについて」において、平成21年には経済センサス-基礎調査の実施に伴ってサービス業基本調査は調査しないことが記載されており、それに基づき平成21年経済センサス-基礎調査の調査計画を立てたところである。